

小田原市長期優良住宅建築等計画認定基準の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市長期優良住宅建築等計画認定基準の一部改正
政策等の案の公表の日	令和4年7月15日（金）
意見提出期間	令和4年7月15日（金）から令和4年8月15日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、建築指導課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	1件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0件
C	今後の検討のために参考とするもの	0件
D	その他（質問など）	1件

〈具体的な内容〉

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	「色彩その他意匠の制限（数値基準により客観的に判断できる制限に限る。）」を「意匠の制限」に変更することで、数値基準により客観的に判断できないことも新たに制限の基準になるのか。	D	地区整備計画における「建築物等に関する事項」では、建築物の形態又は意匠の制限等を規定しております。これまで適用してきた数値基準による客観的な制限に加え、色彩制限を適用除外する規定を追加するものです。

4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	本基準のうち、「長期優良住宅建築等計画」とあるのは全て、「長期優良住宅建築等計画等」に変更します。	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に「長期優良住宅維持保全計画」が追加されるため、法律の表現に合わせ「等」を追加します。
2	「2 景観計画の区域内における基準」のうち、「（建築物の色彩の制限に関する事項に限る。）」を削除します。	「1 地区計画等の区域内における基準」の表現と合わせ、かっこ書き部分を削除します。